平成２２年（フ）第４５０号
静岡県沼津市東熊堂36番地の１　カーサ池の端101
債務者　斉藤邦子こと　朴　　喜玉
１　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
静岡県御前崎市池新田4020番地の13　ワンエントリーⅡ―101号室、住民票上の住所静岡県御前崎市池新田4060番地の７
債務者　百武　米子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
大阪府泉佐野市旭町11番７号
債務者　松浦　清華
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地18棟204号
債務者　小林　直人
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地18棟204号
債務者　小林みちよ
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―1008号
債務者　延原敏和こと　李　　相厚
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
大阪府貝塚市森824番地３棟509号
債務者　後藤　　恵
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
大阪府岸和田市畑町214番地の１
債務者　柿元タイルこと　柿元　孝雄
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番69―504号
債務者　大杉　　恵（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
大阪府岸和田市磯上町３丁目21番３―101号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目６番18号
債務者　松田　広宣
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
大阪府岸和田市宮前町８番46―405号
債務者　羽田　　功
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
大阪府岸和田市今木町234番地の１グリーンホームズ１番館201号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目37番15号藤原ハイツ205
債務者　武工業こと　西田　武志
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１７号
大阪府貝塚市麻生中1055番地１セジユール１階101号
債務者　阿南美千子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
大阪府泉南市樽井６丁目20番２―403号
債務者　成川　和儀
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目37番15号藤原ハイツ205、前住所大阪府泉大津市条南町７番28号
債務者　冨永　優太
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２３号
大阪府泉南市幡代３丁目97番地の１
債務者　藤本　義雄
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２４号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番２―405号
債務者　村田　大願
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係